

令和6年度保険料の改定及び 40歳未満の健診補助の変更について



国保マスコット 健康まもるくん

○保険料

本年4月1日から当組合の保険料を改定させていただきます。
 今回の保険料改定は、単年度赤字の解消を目的としています。
 また、「後期高齢者支援金賦課額」が、「拠出金として求められる必要額」と「保険料収納額」に乖離が生じているため、併せて保険料の調整を行い、下表のとおり保険料を改定しました。

令和6年度国民健康保険料改定表

単位：円

改定保険料 (令和6年度～)	基礎 賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	40-64歳	40-64歳以外
				月額保険料	月額保険料
組合員	38,100	5,100	6,000	49,200	43,200
准組合員	10,900	5,100	6,000	22,000	16,000
家族	5,900	5,100	6,000	17,000	11,000
家族(未就学児)	5,900	4,100	—	—	10,000

保険料値上額	基礎 賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	40-64歳	40-64歳以外
				月額保険料	月額保険料
組合員	6,300	200	0	6,500	6,500
准組合員	800	200	0	1,000	1,000
家族	△ 200	200	0	0	0
家族(未就学児)	△ 200	200	—	—	0

現行保険料 (令和3年度～)	基礎 賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	40-64歳	40-64歳以外
				月額保険料	月額保険料
組合員	31,800	4,900	6,000	42,700	36,700
准組合員	10,100	4,900	6,000	21,000	15,000
家族	6,100	4,900	6,000	17,000	11,000
家族(未就学児) ※令和5年4月～	6,100	3,900	—	—	10,000

裏面もご覧ください。

○40 歳未満の事業者健診データ提供協力について（令和 6 年度から）

令和 6 年度から、40 歳未満の「健診補助」から「事業者健診」を分けさせていただきました。「健診補助」は、引き続き、「人間ドック」や「がん検診」などをご利用いただくものとして、別途、「40 歳未満の事業者健診データの提供協力」を設けたものです。

これは、国の施策に基づくもので、「健診補助」として取り扱うことが難しくなったため、40 歳以上と同様に健診補助から分け、別途、「40 歳未満の事業者健診データ提供協力」として設けることといたしました。

従来の健診補助にて、事業者健診の補助をご利用いただいていた事業所には、意に沿わない変更であると存じますが、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、提供いただいたデータは、マイナポータルで確認可能になる予定です。

【18 歳～39 歳まで対象】

健診補助

●「健診補助」とは、18 歳～39 歳までの被保険者を対象に、診療を伴わない健診（事業者健診を除く）に対する補助となります。

補助対象となる健診	・人間ドック ・がん検診等
補助額	5,000 円（未満は実費分）／年度 1 回
提出期限	翌年度末日
申請方法	各種健診（健診・人間ドック等）補助金支給申請書（様式第 2 2 号）に「領収書（原本）」を添付
注意事項	領収書（原本）は、受診者名、日付、医療機関名、金額、但し書きが明記されているものに限る。（レシート不可）

【39 歳まで対象】

40 歳未満の事業者健診データの提供協力

●「40 歳未満の事業者健診データの提供協力」とは、39 歳までの従業員について、事業者が労働安全衛生法に基づき実施している健診のデータ提供に対して、データ提供協力費を事業者にお支払いいたします。

対象となる健診	労働安全衛生法に基づく事業者健診
対象者	年度内に 39 歳以下の年齢に達する被保険者
データ提供協力費	1,000 円／1 件
提出期限	年度末（3 月 31 日）
実施方法	「健康診査項目（裏面問診票）」、「40 歳未満の事業者健診データ提供協力費振込口座登録票」を医師国保に送付 ※CSV や XML ファイルを CD、DVD 等で提出の場合は、「口座登録票」とともに送付ください。